

みんなで
支える
みんなの
医療

通巻 5 号

◇編集・発行／千葉県後期高齢者医療広域連合 総務課
〒260-0013千葉県千葉市中央区中央3-3-8(日本生命千葉中央ビル3階)
◇発行日／年2回 ◇TEL.043-223-0075 ◇FAX.043-223-0085
◇E-mail/info@kouiki-chiba.jp ◇URL/http://www.kouiki-chiba.jp/

(平成20年11月1日現在)

千葉県人口：6,151,597人
被保険者数：500,539人
(長寿医療制度)

ちば広域連合だより

保険料のお支払い方法が選べます

口座振替に
したいん
じゃが…



長寿医療制度の保険料について

口座振替での
お支払いを希望される方



お住まいの市(区)町村の後期高齢者
医療担当窓口で

1月中にお手続きして下さい

各市(区)町村が定める期限【市(区)町村により
異なります】までにお手続きいただくと、平成21年
4月分の年金からのお支払いが中止され、7月から
口座振替によりお支払いいただくことになります。
(お支払いいただく保険料の総額は変わりません。)

年金からの
支払いのままで
よければ、手続きは
いらないのね



※これまでは、①2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった方ご本人が口座振替で支払う
場合、②世帯主・配偶者が、ご本人(年金収入が180万円未満の方)に代わって口座振替で支払う
場合に限定していましたが、こうした限定がなくなりました。

※ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。

※上記の期限を過ぎてお申し出いただいた場合は、6月分以降の年金からのお支払い
より中止となりますので、ご了承ください。

ご注意ください

まず
金融機関へ、
そのあと
市(区)町村窓口へ
行くんだね



- お手続きは、
 - ①金融機関で口座振替の申込み
〔必要なもの：被保険者証、通帳、通帳のお届け印〕
 - ②お住まいの市(区)町村の担当窓口で変更の申し出
〔必要なもの：口座振替依頼書ご本人控(写)、印鑑(認印)、
被保険者証〕
- 口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替
により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の
所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分ご留
意ください。
- 窓口納付の方で、口座振替への変更をご希望される場合にも、
お住まいの市(区)町村担当窓口までお問い合わせください。
- お手続きに関して、各市(区)町村によって取り扱いが異なるので、
詳しくは、お住まいの市(区)町村の担当窓口にお問い合わせ
ください。

4月から
「年金からの
お支払い」と
「口座振替」の
選択制となります
長寿医療制度の保険料のお支払いについて